

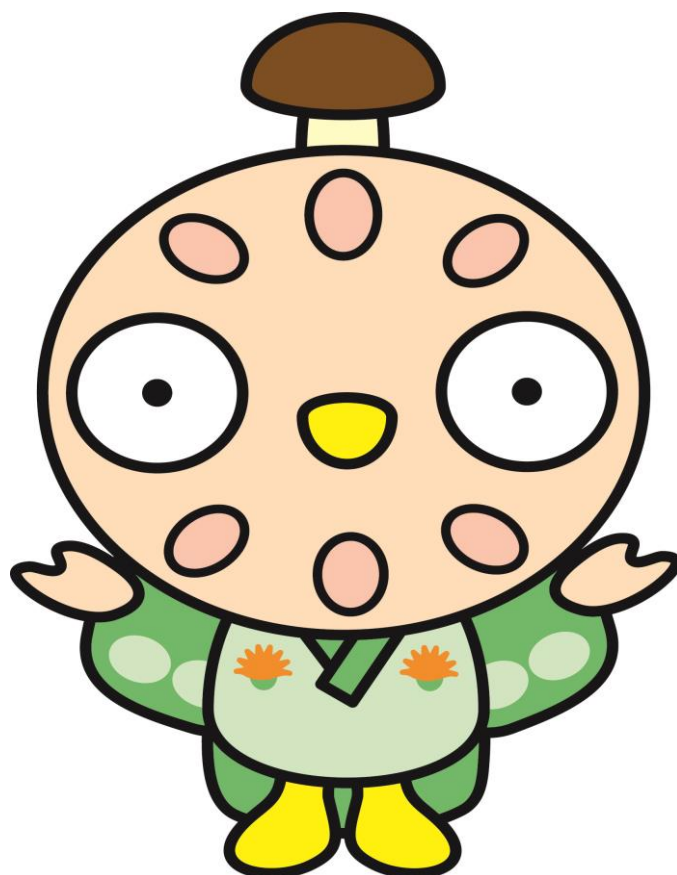
平成 30 年度

長南町まちづくり町民提案事業

募集要項

募集期間

平成30年5月1日（火）から平成30年5月31日（木）まで



1. 長南町まちづくり町民提案事業とは

長南町では、まちおこしに熱意やアイデアを持つ団体等が主体的に企画、実施するイベントや町の PR に資する事業に対し、補助金を助成し、地域の活性化を図り町にひとの流れをつくる事を目的としています。

2. 応募できる団体

応募できる団体は以下の要件をすべて満たす団体とします。

(1) 応募団体の要件

- ア 町内に活動拠点を有し自主的に事業（活動）を行う団体
- イ 構成員が 3 名以上で、その構成員の過半数が町内に在住、在勤している団体

(2) 応募対象とならない団体

- ア 営利、宗教、特定の政治活動等を目的とする事業及び団体
- イ 個人の趣味的活動を目的とする事業及び団体
- ウ 当該事業に対し、長南町及び公共的団体等から他の補助金等を受けている場合
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員が関与している団体

3. 対象となる事業

対象となる事業は、以下の全てを満たす事業であること

- ア 自主・主体的に実施される事業
- イ 町内で実施される事業
- ウ 平成 31 年 2 月末日までに完了する事業
- エ 同一事業について、長南町及び公共的団体から他の補助金等を受けていない事業

4. 補助額について

(1) 補助額

- ・ 1 事業あたり、補助の対象となる経費の原則 1 / 2 とし補助金の上限は 20 万円とします。（千円単位、千円未満端数切捨て）

(2) 対象となる経費

- ア 人 件 費：事業実施のために雇いあげた人件費（アルバイト含む）
- イ 消 耗 品 費：活動を実施する上で必要な消耗品
- ウ 備品購入費：活動を実施する上で必要な機材、備品
- エ 印刷製本費：チラシ、ポスター、報告書、印刷費
- オ 謝 礼 金：講師、専門家等への謝礼
- カ 通信運搬費：郵便、電話料、宅配便等
- キ 保 険 料：火災地震その他の家屋に係るものを除く
- ク 使用貸借料：機器類の貸借料や会場の使用料
- ケ 燃 料 費：機材に必要な燃料、発電機等の燃料
- コ 広 告 費：広告への掲載費用
- サ その他町長が事業のために必要かつ適正と認めたもの

(3) 対象とならない経費

- ア 飲食費（ただし、対象となる事業の遂行上直接必要となるものは除く。）
- イ 商品券等の金券の購入代金
- ウ 記念品の購入等の経費
- エ 視察旅費
- オ 家賃（敷金、礼金等も含め対象外）
- カ 土地の取得、造成、補償にかかる経費
- キ 団体の経常的な運営に係る経費（事務局経費等）
- ク 領収書等により、補助団体が支払ったことが確認できない経費
- ケ その他、事業実施に直接関係のない経費や町長が社会通念上適正でないと認めた経費

※備品のみの購入となる事業は、対象となりません。

※対象経費や補助額は次年度以降変更になる可能性があります。

5. 応募方法

- ア 事業企画書（様式第 1 号）、事業計画書（様式第 2 号）、実施団体の概要書（様式第 3 号）、事業予算書（様式第 4 号）を長南町役場企画政策課 に提

出してください。

イ 応募様式等は、町ホームページからのダウンロード又は、企画政策課に用意してあります。

※事業予算書は、前項4.（2）対象となる経費を参照の上記載して下さい。

6. 応募締切日

平成30年5月31日（木）まで

7. 審査方法について

（1）審査方法

下記の基準のとおり審査いたします。

（2）審査基準

ア 事業（活動）の自主性・主体性

イ 事業（活動）の目的、公益性

ウ 事業（活動）内容の実現性

オ 期待される事業の効果・成果

カ 事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか

※同一事業についても毎年度申請して頂き毎年審査いたします。

8. 提案後の流れ

【5月1日】 事業募集開始

【5月31日】 事業募集締切り

【6月上旬】 採択通知

採択を受けた団体は、町へ補助金申請書を提出、補助事業実施

【2月末まで】 実績報告書提出

実績報告書提出後、補助金額の確定、振込み

ご不明な点がございましたら下記連絡先まで問い合わせください。

問い合わせ

〒297-0192 長南町長南2110

長南町役場 企画政策課 企画調整係

電話 0475-46-2113

FAX 0475-46-1214